

## 奈良県入札監視委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 本要綱は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)の趣旨を踏まえ、入札監視委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議、事務局その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

### (委員会の事務)

- 第2条 委員会は、知事の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。
- 一 県が発注した工事に関し、入札・契約手続の運用状況及び談合情報が寄せられた場合の対応等について当該発注機関からの報告を受けること。
  - 二 県が発注した工事のうち委員会が抽出したのものに関し、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
  - 三 公募型及び通常指名競争入札並びに随意契約における入札・契約手続に係る再苦情処理を行うこと。
  - 四 その他必要事項について調査及び意見具申または報告をすること。

### (委員会の委員及び任期等)

- 第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 2 委員会は、委員5人で組織する。
  - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 委員は、再任されることができる。
  - 5 委員は、非常勤とする。
  - 6 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

### (委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、第5条に掲げる総会において、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
  - 3 委員長に事故ある時は、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。
- 2 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議(以下「定例会議」という。)は、原則として4ヶ月に1回以上開催する。
  - 3 第2条第3号の事務に係る会議(以下「再苦情処理会議」という。)は、再苦情処理の必要に応じて開催する。
  - 4 前2項に規定する会議は、非公開とし、議事の概要はこれを公表する。

### (抽出の委任)

- 第6条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員(以下「当番委員」という。)に委任することができる。
- 2 当番委員は、定例会議において自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

### **(抽出方法)**

第7条 前条による抽出は、第13条に基づく別記様式に定める入札・契約方式別発注工事一覧表の中から、入札・契約方式別に、無作為の方法によって行う。

### **(意見の具申又は勧告)**

第8条 委員会は、第2条第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲内で、知事に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合は、公表を行うものとする。

### **(再苦情処理)**

第9条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、再苦情の申立があったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を知事に報告するとともに、公表を行う。

3 前項の報告は、再苦情の申立があった日から概ね50日以内に行わなければならない。

### **(委員の排斥)**

第10条 委員は、第2条第2号又は第3号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

### **(秘密を守る義務)**

第11条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

### **(委員会の庶務)**

第12条 事務局を土木部公共工事契約課に置くこととするほか、各部局ごとに事務局との連絡調整担当を置くこととする。

### **(報告の様式)**

第13条 定例会議における報告及び再苦情の申立書の様式は、別記様式に定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

付 則

改正要綱は、平成14年12月1日から施行する。

付 則

改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。